

1 [設問1]

2 1. 課題 (1)

3 (1) まづ、管割の裁判所についての合意には、専属的管割合意  
4 と付加的管割合意とが存在する。専属的管割合意とは、両当事  
5 者の合意に基づき、専属管割の裁判所が定められることをいう。  
6 一方、付加的管轄合意とは、専属管割の裁判所がない場合に  
7 において、両当事者の取極めで、管割の裁判所も後からでも  
8 指定できる場合のことをいう。

9 更に、件定のの内容が、上記合意のどちらを示すものであり  
10 かについては、契約文言や当該定めがなされた当時の推認  
11 され得る両当事者の合理的意思から判断する。

12 (2) 本件では、<sup>+</sup>B地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする」と  
13 あるから、B地方裁判所を専属管轄とする合意のようにも思え  
14 る。しかし、同文言のみでは、他の裁判所への管轄を明示的に  
15 排除しているとは言えない。

16 更に、B裁判所があるのは、Yの本店があるB市であるが、  
17 YがXに対して負う債務は引渡債務であり、その義務履行地  
18 は債権者の~~+~~居住地が原則である。<sup>また、</sup>~~亦~~ Xが本件車両を  
19 購入したのは、A市にある支店でもある。この点から、普通  
20 裁判籍（民事訴訟法（以下略）5条1号、5号）としても、A裁判所  
21 であることが容易に想定できる。

22 更に、Yが引渡しを受けた車両につき軽微な瑕疵が  
23 あり訴訟に発展した場合においても、~~+~~ B地方裁判所ではか

第 問

紛争解決をより早くすることができるとする。顧客には訴訟費用の方が高く押し上げ、救済を受けることが困難と化してしまう。

(3) そこで、本件のような足のついで、何れかの合意管轄地ありとするのが相当と考える。管轄合意

## 2. 課題(2)

(1) Yの解釈のおり、<sup>B</sup>地方裁判所を専属管轄とする合意であったとする。もちろん、専属合意管轄においては、20条1項が記す通り、移送の制限を受けることはなされない。つまり、著しい遅滞を避けるために移送することも認められている(17条)。

~~また~~、本件では、A地方裁判所に訴えが提起され、管轄違いにより、<sup>地方</sup>B裁判所に一度は移送されることになっている(16条1項)。また、著しい遅滞が生じる場合においては、

再度、A地方裁判所に移送し直す<sup>ことができ、これは</sup>系統的に迅速である。そこで、著しい遅滞を避ける必要性がある場合においては、17条を類推適用するに依り、専属合意の裁判所に移送しはいることもできるといえるべきである。

(2) 本件では、A地方裁判所があるA市とB地方裁判所があるB市とは600kmもの距離があり、交通機関を利用しても約4時間も掛かる。これ、原告のXはA市に在住であり、被告側の証人となるYの支店の従業員もA市に在住していると考えられる。そのため、訴訟に関与する者が、A市からかなりの遠距離にあるB市に赴かなくてはならないとすれば、訴訟において著しい遅滞が生ずるおそれがあるといえる。

第  
問

(3) したがって、訴訟の着い遅延を避ける必要がある。

(4) また、上記のとおり、A地方裁判所は、普通裁判籍を有し、「他の管轄裁判所」に当る。

(5) 以上より、17条類推適用により、移送をせよ。A地方裁判所で着理せよ。

### [設問2]

1. Xが訴えの変更(143条1項)をした場合において、Yは④の事実の認否の撤回はできるか。ここでは、まずYの認否が自由に当るかが問題となる。

2. ここで、自由とは、相手方~~が~~主張し、認められ自己に不利益な事実を認める旨の陳述のしえいう。この「不利益は」とは、相手方が証明責任を負うものをいう。そして、「事実」とは、弁論主義の妥当する範囲と同じで、主要事実であると解する。このため、間接事実や補助事実は証拠と同に役割を果すため、当該事実により、不要証拠(179条)が生じることとなり、裁判所の自由心証主義(247条)を善くしきつがである。

3. これを材料についてみる。

まず、訴えの追加がなされる前においては、事実④は債務不履行解除を目的とする債務不履行があったことを推認させる間接事実であると認められる。このため、追加前の関係においては、主要事実には当たらず、事実④につき自由が成立しないといえる。

一方、追加した損害賠償を求めた訴えとの関係においては、

事実④は、本件事実を示すものであることから、本件事実により、本件  
損壊事実が発生したとして、因果関係を示す事実であるとい  
える。そうすると、事実④は請求原因である以上、主要事実に  
当る。

したがって、追加後の訴えとの関係においては、自白が成立する。

4. 前述の通り、自白が成立した場合 裁判所はこれに基づい  
て事実を認定しなければならぬ(弁論主義の第2条)。そして、  
当該事実認定につき、相手方は立証活動を要せざる済むため、  
相手方の信頼をも保護する必要がある。したがって、撤回制限  
効が原則に生ずる。

5. もっとも、本件のように訴えの追加的変更があったために、自白  
が成立してしまう場合にまで、撤回制限効は及ぶといえるか。

ここで、自白の撤回が認められる場合として、相手方に同意が  
ある場合が挙げられる。当該同意がある場合には、自白を  
受けた相手方の保護を要する必要性がなくなるからである。そこで、  
訴えの追加的変更においても、当該追加的<sup>り</sup>おいて、相手方の係  
争利益が大きく変化し、当該主張の認否につき撤回を要  
する必要性が生じうる場合においては、自白を受けた者の保護性  
に欠けるとして、例外的に同意なしの自白の撤回も認められる  
というべきである。

6. 本件では、~~Yは~~ YはXが100万円の損害賠償請求を求め  
ることを全く予想していなかった。そのため、事実④につき、認めら  
ざる旨の陳述をしいた。そして、Xの訴えの追加により、Yの従前の主張には、

第 問

1 自白が成立するに至る(お)、係争利益としても大きく変動し、Yに  
2 しても不意打ちが大きい。

3  
4 したがって、YはXの同意を得ずとも、事実④の認否につき、  
5 撤回するに過ぎない。

6 [設問3]

7 1. Zは文書提出義務(220条4号ニ)を負うか。

8 本件日記が「専ら文書の所有者の利用に供するための文書」  
9 (220条4号ニ)に当たる場合は、例外的に、文書の提出を  
10 拒むことは可能である。

11 つり、当該文書に当たるかが問題とほり得る。

12 2. こゝで、この自己利用文書については、その該当性を①相対  
13 的に開示を予定しない性質を有するものか、②開示すると、  
14 開示者に看過し難い不利益が及ぶかの点から判断する。

15 3. 本件の場合は、本件日記は、日記という性質上、外部には  
16 吐露し難い個人の思いがこぼれることもよくある物件であ  
17 る。また、日記の作者であるTが死亡したことにより、当該日  
18 記の管理は、相続人のZがするに至っている。そして、このZが  
19 内容を見せることを拒んでおり、本件日記については、開示を  
20 予定しない性質を有するものであるといえる(①肯定)。

21 4. それでは、②についてはいかなる事項を考慮すべきか。

22 本件日記が開示されるに至る場合、Zが主張する看過し  
23 難い不利益としてはプライバシーが挙げられる。現在においては、  
本件日記の管理権はZに属しているため、開示されることには)

1  
2  
3  
4  
5  
このプライバシーが奪われることが想定される。もっとも、本件日記  
の作成者はTであり、外部への公開を欲したくはないという思  
いは、通常はTが有るもの<sup>と考えられる</sup>である~~はずである~~。そうすると、この  
プライバシーを理由に開示を拒められたらについては疑問がある。

6  
7  
8  
9  
10  
一方、本件日記のプライバシーは故人のTが有るもの<sup>と考えられる</sup>である  
と考えられる場合、死者に対するプライバシーもどの程度まで保護す  
べきかが問題となる。この点については、死者のプライバシーは、  
通常人が有るプライバシーよりも劣後してしまう可能性がある  
ことも検討すべきであろう。

以上

(  
第  
問  
)